

中華人民共和国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能（電力を有する
ものに限る）を有する漁船の登録手続について

制定 令和 5 年 1 月 17 日 4 輸国第 4642 号

農林水産省輸出・国際局長通知

改正 令和 5 年 9 月 1 日 5 輸国第 1958 号

1. 目的

この通知は、中華人民共和国（香港及びマカオを除く。本通知において「中国」という。）への水産食品の輸出の際、冷凍又は冷蔵機能（電力を利用するものに限る。）を有する漁船について、中国当局から付与された登録番号の提示を求められる事例もあることから、中国への水産食品の輸出が円滑に進むように、中国向け輸出水産食品の漁獲等を行った漁船について中国への登録を希望する場合の登録手続を定めるものである。

2. 用語の定義

本通知において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中国向け輸出水産食品：日本から中国に輸出される食用の水産動物（活水産動物を除く。）及び藻類並びにそれらの加工品
- (2) 冷凍又は冷蔵機能（電力を利用するものに限る。本通知において同じ）を有する漁船：以下①～③いずれかに該当する日本船舶
 - ①冷凍又は冷蔵機能を有する漁船（FV：Fishing vessel for commercially catching or harvesting fish and/or other aquatic resources(only fishing vessels with freezing or refrigeration functions)）：もっぱら漁業に従事する船舶であって、冷凍又は冷蔵機能を有するもの。
 - ②運搬船（TV：Fishing vessel for transporting fish and/or other aquatic resources）：もっぱら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶であって冷凍又は冷蔵機能を有するもの。
 - ③加工船（FFV：Fishing and processing vessel）：漁業に従事する船舶で漁獲物の加工（エラ、内臓等の除去、包装、冷却、冷凍、加熱、脱水、燻製、油炒め、缶詰、塩漬等をいう。本通知において同じ。）を行う船舶であって、冷凍又は冷蔵機能を有するもの。
- (3) 認定漁船：漁船（FV）、運搬船（TV）又は加工船（FFV）である日本船舶であって、中国向け輸出水産食品を取り扱うことが可能な船舶として本通知に基づき認定されたもの。

- (4) 認定：農林水産省が、中国向け輸出水産食品を取り扱うことが可能な船舶として本通知に基づき行うもの。
- (5) 登録：中国当局が、農林水産省の登録要請に対し、要件に適合すると認めた場合に行うもの。
- (6) 認定漁船責任者：認定漁船の所有者であって、本通知の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人。
- (7) 輸出者：認定漁船で取り扱う中国向け輸出水産食品を輸出する者であって、生産から輸出に至るまでの流通経路を把握し、その間の衛生管理について責任を負う者。
- (8) 規制対策グループ：農林水産省輸出・国際局規制対策グループ
- (9) 食品監視安全課：厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課
- (10) 加工流通課：農林水産省水産庁加工流通課
- (11) 地方厚生局：厚生労働省地方厚生局健康福祉部食品衛生課
- (12) 都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市及び特別区における衛生主管部局

3. 中国向け輸出水産食品を取り扱う冷凍又は冷蔵機能を有する漁船の要件
別添 1－1、別添 1－2 (加工船についてのみ適用) 及びその他中国当局が定める衛生要件 (本通知において「衛生要件」という。) に適合していること。

4. 冷凍又は冷蔵機能を有する漁船の認定等に係る手続

冷凍又は冷蔵機能を有する漁船の認定、申請事項の変更、廃止、延長 (本通知において「認定等」という。) は、以下の手続により行うものとする。なお、認定等については、中国当局における手続が必要であり、完了まで数か月を要する場合があるため、その旨を了承した上で申請を行うものとする。

(1) 認定申請手続

①認定申請

冷凍又は冷蔵機能を有する漁船の認定を希望する者は、別紙様式 1－1 の漁船認定申請書に以下 (ア) ～ (ウ) の書類を添付して、農林水産省輸出・国際局長宛てに申請 (規制対策グループ宛てに提出) すること。なお、申請は本通知の要件が遵守されていることについて責任を負う個人又は法人が行うこと。

(ア) 別紙様式 1－2 (別表 1、別表 2 及び別紙含む。)

(イ) 別紙様式 1－3 (添付資料含む)

(ウ) 別添 2 (陸上施設を想定した様式となっているが、中国が規定して

いる様式であり提出が必要なことから、別添 2 の別紙の「対応する別紙様式 1－3」を参考に適合性の判定欄をチェックし、漁船名称、漁船所有者の住所及び記入日に全て英文にて記入した上で*、項目「企業の宣言」の備考欄に法定代表者の署名及び会社の印を押印したものを提出すること。）*登録コード及び「主管当局の確認」列は除く

②冷凍又は冷蔵機能を有する漁船の認定要件の書類審査

規制対策グループは、漁船認定申請書を受理した後、3 の要件に適合しているかどうか書類審査を行うこと。

③認定

規制対策グループは、書類審査の結果、問題がないと判断した場合は、別紙様式 1－4 に日付等を記載、押印するとともに、当該漁船を認定漁船として認定したことを、別紙様式 1－5 及び別紙様式 1－6 の漁船認定書に認定日、認定番号を記載、押印（別紙様式 1－6 に限る）して申請者宛てに通知すること。

④申請者によるシングルウインドウアカウント作成

申請者は、中国当局が運用する国際貿易シングルウインドウの「輸入食品海外生産企業登録管理システム」（本通知において「シングルウインドウ」という。）の③で認定を受けた認定番号を Register Number としてアカウントを作成した後、シングルウインドウ Account certification から農林水産省宛に Certify 申請を行い、当該申請をした旨を規制対策グループへ連絡する。

⑤規制対策グループにおけるアカウント認証

規制対策グループは④の Certify 申請を承認し、その旨を申請者へ連絡する。

⑥申請者におけるシングルウインドウ申請

申請者はシングルウインドウにおいて③で認定された内容及びその他必要情報を入力するとともに、必要書類をアップロードし、規制対策グループに提出する。

⑦規制対策グループにおける認定漁船の登録申請

規制対策グループはシングルウインドウにおいて、申請者から提出された申請に、①において提出された別添 2 に署名、押印したもの、③において日付を記載・押印した別紙様式 1－4 を追加して中国当局へ提出し、認定漁船の登録を申請する。

⑧中国当局における登録

申請者は自身のシングルウインドウのアカウントにおいて中国当局からの上記⑥で登録要請の結果を確認し、規制対策グループに連絡する。登録要請の結果中国当局から指摘事項があった場合、規制対策グループ及び申請者は指摘事項に応じて対応する。登録要請の結果⑥で申請した内容が中

国当局から承認され登録番号が付与された場合、中国当局の「进口食品境外生产企业注册信息」HP に申請漁船情報が掲載された時点をもって、当該漁船がその登録の範囲内で取り扱う中国向け水産食品に同登録番号を利用できることとする。

⑨連絡

規制対策グループは⑧を確認した後、施設を認定した旨を食品監視安全課及び加工流通課に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課及び加工流通課は、地方厚生局、都道府県等衛生部局及び都道府県水産部局（本通知において「水産部局」という）にその旨を連絡すること。

（２）認定漁船の変更申請

- ① 認定漁船責任者は、４．（１）①の申請事項について、別紙様式１－２（４．を除く）の認定事項を変更しようとする場合は、別紙様式２－１に別紙様式１－２（別表１、別表２及び別紙含む）、別紙様式１－３（添付資料含む）、別添２及び変更内容が確認できる書類を添付して、別紙様式２－２とともに農林水産省輸出・国際局長宛てに申請（規制対策グループ宛てに提出）すること。規制対策グループは、書類審査を、５．（１）②に準じて行い、問題がないと判断した場合には、別紙様式１－４に日付等を記載、押印するとともに、変更を承認することを別紙様式２－３及び別紙様式２－４の変更承認書を添付し、申請者宛てに通知すること。
- ② 認定漁船責任者は、①に掲げるもの以外の変更をしようとする場合には、変更の内容について、変更内容がわかる書類を添付して、農林水産省輸出・国際局長宛てに報告（規制対策グループ宛てに提出）すること。
- ③ 漁船認定責任者は、変更承認書（和文及び英文）を受理した後、シングルウィンドウで変更手続を行うこと。
- ④ 規制対策グループは、③で変更申請が提出された冷凍又は冷蔵機能を有する漁船について、中国当局に登録を要請する。
- ⑤ 中国での登録完了後の手続については、４．（１）⑨に準じて行う。

（３）認定の廃止届出

認定漁船責任者は、冷凍又は冷蔵機能を有する漁船認定の廃止をしようとする場合は、別紙様式３により農林水産省輸出・国際局長宛に廃止の届出（規制対策グループ宛てに提出）をすること。

（４）認定の延長申請

(1) ⑧の中国当局の認定施設リストにおける登録の有効期限(5年)の延長を希望する認定漁船責任者は、登録の有効期間満了の6か月以上前に別紙様式4及び中国税関政務サービス手続ガイダンス(000129012000) “輸入食品国外生産企業登録” 十二(一)3に規定された資料その他シングルウインドウの登録に際して求められる資料等を規制対策グループに提出すること。

(5) 認定漁船の廃止及び登録延長申請の通知及び連絡

認定漁船の廃止・登録延長申請の中国当局への通知及び申請者への連絡は、(1)に準じて行う。

(6) 認定漁船の確認

規制対策グループは、必要に応じて認定漁船に対し、衛生要件を満たしていること等について、別添2(項目13.を除く。)により確認を実施し、確認結果を認定漁船責任者へ通知すること。

中国当局から中国の食品衛生に関する法令に違反した旨の連絡を受けるなど、輸出貨物に問題が発生した場合、認定漁船等の査察に関する要請があった場合等、規制対策グループは必要に応じ、食品監視安全課及び加工流通課とともに輸出者に対する調査、指導について地方厚生局都道府県等衛生部局及び水産部局に調査協力を求めるとともに認定漁船に対する調査、指導については水産部局に調査協力を求め、輸出者及び当該漁船の調査、指導等を行う。

認定漁船責任者は認定漁船内における生産、加工、保管等について、責任を負うものとし、規制対策グループ、加工流通課及び水産部局の調査等に対して協力すること。

輸出者は、中国向け輸出水産食品の輸送、保管等について責任を負うものとし、規制対策グループ、食品監視安全課、加工流通課、地方厚生局、都道府県等衛生部局及び水産部局の調査等に対して協力すること。

(7) 認定漁船の認定の取消し

規制対策グループは、4.(6)の結果、認定漁船が中国の衛生要件に適合しないと判断した場合は、認定漁船に対して次のいずれかの措置を採ることとする。

ア. 改善指導

イ. 認定の取消し手続

認定漁船の取消しを行う場合、規制対策グループは、中国当局に報告するとともに、食品監視安全課及び加工流通課に連絡する。連絡を受けた食品監視安全課及び加工流通課は、地方厚生局、都道府県等衛生部局及び水産部局にその旨を通知する。

5. その他

(1) 中国向け輸出水産食品に係る中国当局への確認

冷凍又は冷蔵機能を有する漁船認定を受けようとする者又は既に認定された冷凍又は冷蔵機能を有する漁船について輸出する製品を追加しようとする者は、認定を受けようとする冷凍又は冷蔵機能を有する漁船で取り扱う中国向け輸出水産食品が、「輸入食品海外製造企業登録管理規定」（税関総署令第 248 号）第 7 条の品目に該当することを、シングルウインドウの HS・CIQ コード検索において確認した上で、申請すること。

(2) 検疫条件等条件の遵守

検疫条件等輸出にあたって別途条件が定められている場合は、その内容に従うこと。

(3) 認定漁船責任者及び輸出者自らの衛生管理について

認定漁船責任者及び輸出者は、必要に応じて互いに連携し、中国の衛生上の規則及び条件について自ら情報収集を行うとともに、関係情報の共有や適宜モニタリング検査を実施する等により、中国向け輸出水産食品に関する自主的な衛生管理に努めること。

(4) 海外からの申請について

海外に在住する者が、本通知の 4 に係る申請を行う場合にあっては、我が国における連絡体制が確保されるよう、一切の申請手続を我が国に在住する代理人に委任する旨の委任状を、あらかじめ規制対策グループに提出し、当該代理人が申請を行うこと。

(5) 魚病に係る問題の対応について

輸出者は、魚病に関する措置の必要性が発生した場合には、農林水産省及び水産部局等の指示に従うこと。

(6) 違反した中国向け輸出水産食品に対する対応

規制対策グループは、認定漁船が中国向け輸出水産食品等の関連法規に違反した旨の連絡を中国当局から受けるなど、認定漁船に関して中国向け輸出水産食品に問題が発生したときは、食品監視安全課及び加工流通課に連絡するとともに、食品監視安全課及び水産部局の協力を得ながら、当該認定漁船に対し、原因究明及び改善の指示、検査の強化等認定漁船責任者へ適切な措置をとるものとする。

この場合において、規制対策グループは、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等の措

置を解除することができる。

(7) 中国当局との協議

規制対策グループは、(2)に定めるもののほか、中国当局からの違反連絡等があったときは、中国側と協議の上、適切な措置をとるものとする。

(8) 冷凍又は冷蔵機能を有する漁船認定申請の審査に係る資料の追加提出

本通知に基づく冷凍又は冷蔵機能を有する漁船認定申請の確認にあたり、中国当局における登録のために必要な資料の提出要請等が中国当局からあった場合、申請者は規制対策グループの求めに応じて、必要とされる追加資料の提出等を行うこと。

附則

この通知は、令和5年1月17日から施行する。

附則

この通知は、令和5年9月1日から施行する。